

社会福祉施設における 管理的対策、安全衛生教育について

令和8年2月18日、20日 社会福祉施設における労働災害防止、労務管理に関する説明会

東近江労働基準監督署
安全衛生課 浜口 幸一



刑事上の責任
労働安全衛生法違反
業務上過失致傷罪 等

民事上の責任
不法行為責任や
安全配慮義務違反による
損害賠償

行政上の責任
作業停止・使用停止
などの行政処分

労働災害 の 発生

保障上の責任
労働基準法及び
労働者災害補償保険法による補償

社会的な責任
信用の低下



個人用保護具使用

リスクの低減
ヘルメット、マスク、手袋 等

管理的対策

リスクの回避
教育訓練、作業管理、
手順書の作成、4S活動 等

工学的対策

リスクの隔離
機械設備の囲いや安全装置
福祉用具の導入 等

本質的対策

リスクの除去
危険作業をなくしたり、
仕事の計画段階から危険を除去

等

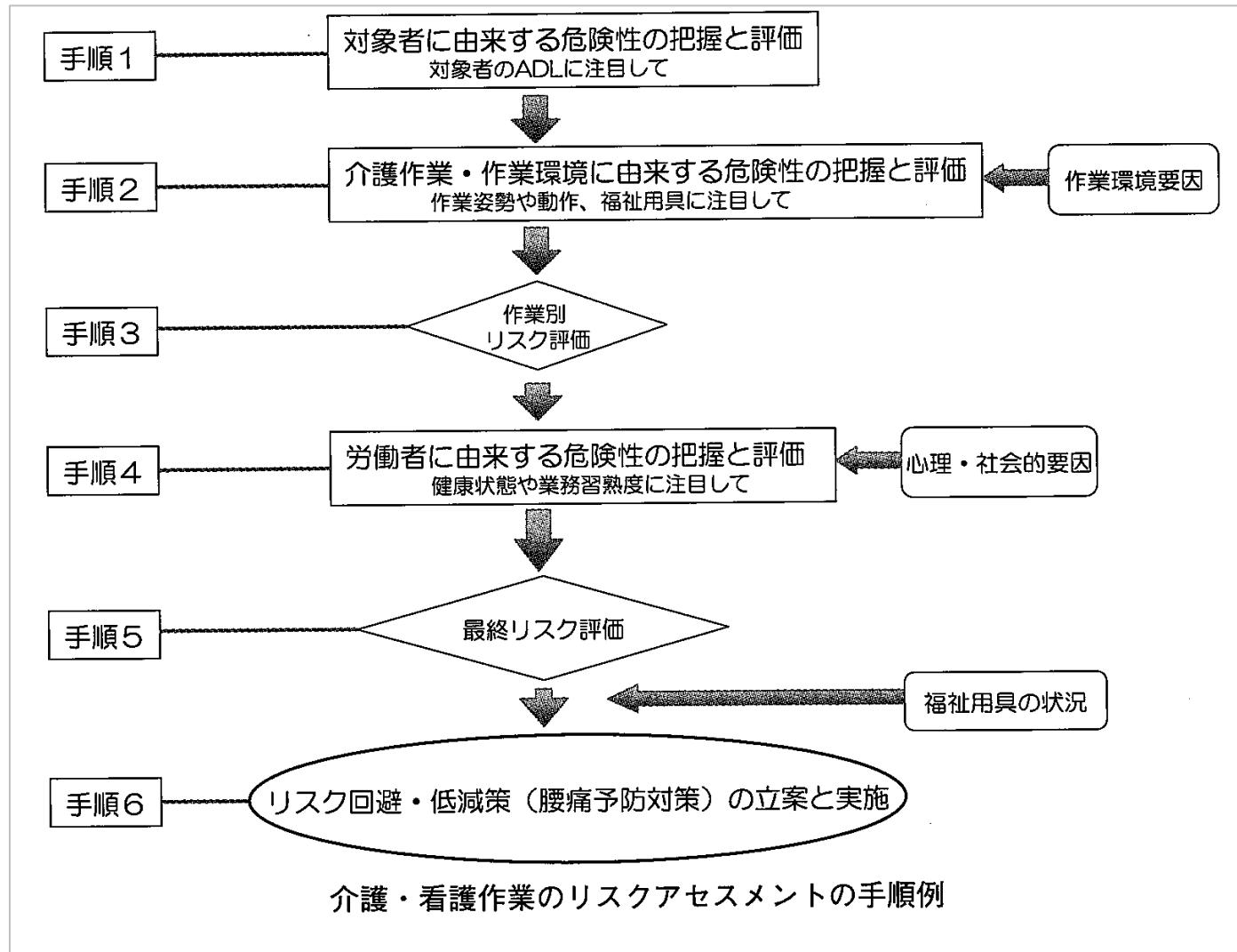
高

優先度

低



リスクアセスメントとは、
事業場にある危険性や有害性の特定
リスクの見積り
優先度の設定
リスク低減措置の決定
の一連の手順





ヨシ!

わかりやすい

リスクアセスメント導入促進マニュアル

• • • • 社会福祉施設 • • • •



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

対象者名 OOO		評価日 平成〇年〇月〇日		評価者名 OOO		リスクの要因例	④リスクを低減するための対策例 (概要)			
①介護サービス: <input checked="" type="checkbox"/> 施設介護 / <input type="checkbox"/> デイケアサービス / <input type="checkbox"/> 在宅介護		③リスクの見積り								
②介助作業	具体的な作業内容	単独での抱上げ	作業姿勢	重量負荷	頻度/作業時間	作業環境	リスク			
<input checked="" type="checkbox"/> 着衣時の移乗介助	ベッド⇒車椅子 ベッド⇒ポータブルトイレ 車椅子⇒便座 車椅子⇒椅子 車椅子⇒ストレッチャーなどの移乗介助	A あり c なし	a 不良 b やや不良 c 良	a 大 b 中 c 小	a 頻繁 b 時々 c ほぼなし c 問題なし	a 問題あり b やや問題 c 問題なし	高 中 低	・前屈や中腰姿勢での要介護者の抱上げ ・要介護者との距離が遠く、不安定な姿勢での移乗など ・リフト、スライディングボード等移乗介助に適した介護機器を導入する。 ・身体の近くで支え、腰の高さより上に持ち上げない。 ・背筋を伸ばしたり、身体を後ろに反らさない。 ・体重の重い要介護者は、複数の者で介護する。 ・中腰や腰をひねった姿勢の作業等は、小休止、休息、他の作業との組合せ等を行なう。 ・特定の介護者に作業が集中しないよう配慮するなど。		
<input type="checkbox"/> 非着衣時の移乗介助	要介護者が服を着ていない時の入浴、身洗、洗髪に伴う移乗介助	A あり c なし	a 不良 b やや不良 c 良	a 大 b 中 c 小	対象者名 OOO 評価日 平成〇年〇月〇日 評価者名 OOO					
①介護サービス: <input checked="" type="checkbox"/> 施設介護 / <input type="checkbox"/> デイケアサービス / <input type="checkbox"/> 在宅介護		③リスクの見積り								
②介助作業	具体的な作業内容	単独での抱上げ	作業姿勢	重量負荷	頻度/作業時間	作業環境	リスク			
<input checked="" type="checkbox"/> 着衣時の移乗介助	ベッド⇒車椅子 ベッド⇒ポータブルトイレ 車椅子⇒便座 車椅子⇒椅子 車椅子⇒ストレッチャーなどの移乗介助	A あり c なし	a 不良 b やや不良 c 良	a 大 b 中 c 小	a 頻繁 b 時々 c ほぼなし c 問題なし	a 問題あり b やや問題 c 問題なし	高 中 低			
<input type="checkbox"/> 非着衣時の移乗介助	要介護者が服を着ていない時の入浴、身洗、洗髪に伴う移乗介助	A あり c なし	a 不良 b やや不良 c 良	a 大 b 中 c 小	a 頻繁 b 時々 c ほぼなし c 問題なし	a 問題あり b やや問題 c 問題なし	高 中 低			

リスクアセスメント 介護

検索



安全衛生教育

教育の対象者		就業資格	就業時教育	就業中教育
作業者	一般業務に従事する者		雇入れ時教育 (安衛則35条) 健康教育 (安衛法69条)	作業内容変更時教育 (安衛則35条) 高年齢者教育 健康教育 (安衛法69条)
管理・監督者	安全管理者 衛生管理者 安全衛生推進者 衛生推進者	研修 免許試験等 実務経験・養成講習 実務経験・養成講習	能力向上教育 (初任時) (安衛法19条の2)	能力向上教育 (定時または随時) (安衛法19条の2)
経営首脳者	事業者 総括安全衛生管理者		安全衛生セミナー	安全衛生セミナー

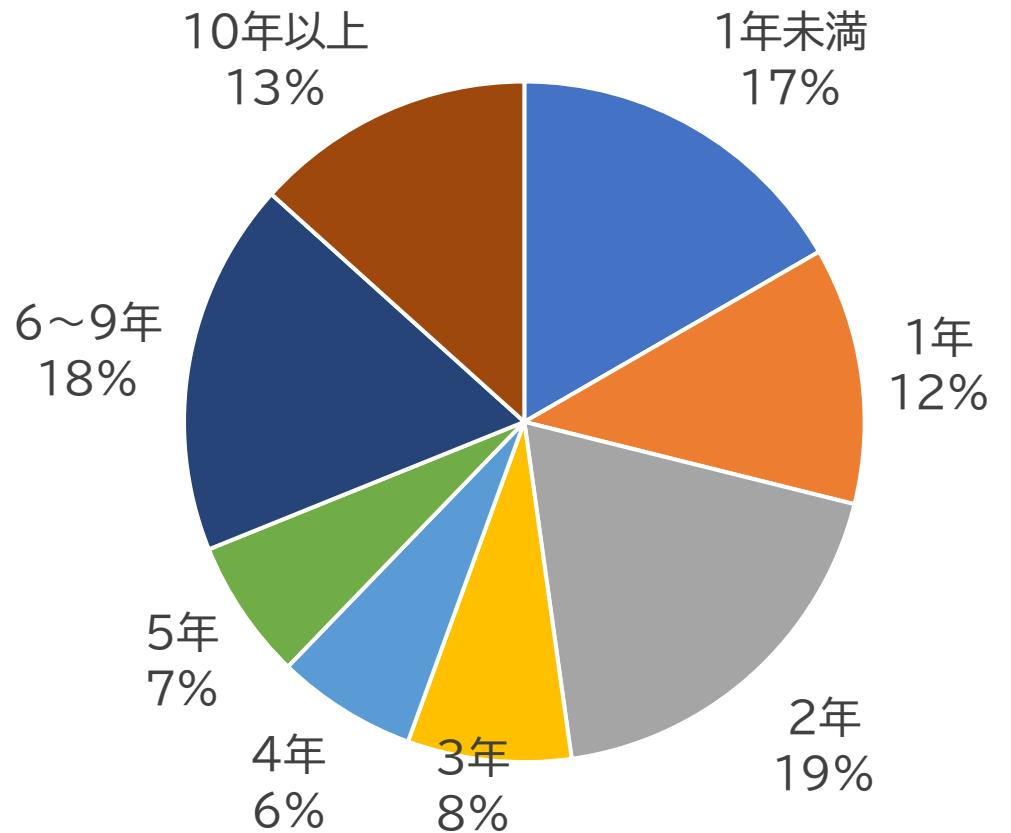


雇入れ時教育 その1

- 施設や設備などの不備によって生じるほか、労働者の知識、経験不足が原因となっていることが多い

	正社員		正社員以外	
	実施している	実施していない	実施している	実施していない
医療 福祉	56.7%	43.3%	52.4%	47.6%
全産業	66.1%	33.9%	55.8%	44.2%

雇入れ時の教育を実施している事業所の割合
(平成27年 厚生労働省)



R5.1.1～R7.12.31 東近江署管内 休業4日以上
新型コロナウイルス感染症は除く



雇入れ時教育 その2

教育対象者に

- ・何を期待するのか
 - ・どんな知識を付与すべきか
- 法令で教育事項が明確に定められているものはもれなくする

安衛則第35条では雇入れ時の教育に必要な事項が定められています

- ・当該業務に関して発生する恐れのある疾病の原因及び予防に関すること
- ・整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- ・事故時等における救急措置及び退避に関すること
- ・全各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項が含まれること

雇入れ時の安全衛生教育の項目(例)

- | | |
|-------------------|-------------|
| ・災害の予防 | ・感染症予防 |
| ・危険予知活動 | ・健康管理(健康診断) |
| ・4S | ・腰痛予防 |
| ・交通安全 | ・メンタルヘルス |
| ・災害が起きたときの対処、救急措置 | |



腰痛

- ・介護労働者の腰痛は、人力での利用者の抱え上げや前かがみ、中腰、ひねり等の不自然な姿勢をとることで生じている
- ・腰痛の発生している介助内容は移乗介護が最も多く、次いで入浴介助、トイレ介助、おむつ交換があげられる
- ・全ての介助に共通する基本的な腰痛予防策として重要なのは、「人力での利用者の抱え上げは、原則、行わないこと」「福祉用具を活用すること」
 - 残存機能を活用、リフトやボード等の福祉用具の活用、複数人で対応、適宜休憩、体操 等



転倒

- ・利用者が倒れそうになるのをかばって転倒
- ・物や段差につまづく、滑る
- ・介助に伴った転倒と介助に伴わない転倒
→ 整理・整頓、水等の除去、靴の選定、マットの固定、歩行器等の使用、介助ベルトの着用、利用者との立ち位置等



交通事故

- ・通勤や利用者の送迎時に発生
- ・急いでいて注意を怠っていたり、他のことに気を取られていたり、疲れて判断が鈍っていたり、理由は様々
- ・業務災害と通勤災害
→ 送迎時の交通ヒヤリマップの作成、薄暮時の運転は注意する、道路状況や警察の発信してある情報の確認等



チューイカン吉
労働現場での熱中症予防
など労働災害防止を注意
喚起するキャラクター